

一般財団法人神奈川県建築安全協会
現金取得者向け新築対象住宅証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会現金取得者向け新築対象住宅証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する一般財団法人神奈川県建築安全協会現金取得者向け新築対象住宅証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 業務規程第14条に規定する証明業務手数料（以下「手数料」という。）は、次に掲げる額とする。

【一戸建住宅】

単位：円（税込）

| 評価項目 | 基準 | 手数料の額 (1件につき) | 評価書等活用 (1件につき) |
|---------|--------------------------|------------------|-------------------|
| 省エネルギー性 | ① 断熱等性能等級4 | 27,500 | 5,500 |
| | ② 一次エネルギー消費量等級4以上 | 33,000 | 5,500 |
| 耐久性・可変性 | ③劣化対策等級3で、かつ、維持管理対策等級2以上 | 22,000 | 5,500 |
| 耐震性 | ③ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 | 38,500 | 5,500 |
| | ④ 免震建築物 | 38,500 | 5,500 |
| バリアフリー性 | ⑤ 高齢者等配慮対策等級3以上 | 22,000 | 5,500 |

※ 証明項目が2以上の場合は、それぞれの手数料の額を加算する。

※ 評価書等活用とは、協会が発行した以下のいずれかの評価書等を活用する場合をいう。

| 評価書等の種類と基準適用一覧 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|---------------------|---|---|---|---|---|---|
| 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | ○ |

【共同住宅等】

手数料の額は、別途協議とする。

(手数料の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(計画変更手数料)

第4条 証明書が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料の額は、当初の申請に係る手数料の額の2分の1とする。

(再発行手数料)

第5条 証明書の再発行を行う場合の手数料は、2,200円(税込)とする。

(手数料の支払方法等)

第 6 条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会現金
取得者向け新築対象住宅証明業務約款の規定による。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、申請者の負担とする。

(附則)

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 元年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 15 日より施行する。